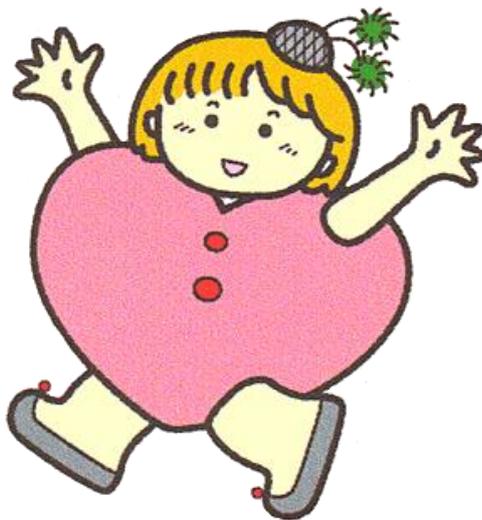


ふれあい・
いきいきサロンを
はじめませんか

ふれあい・いきいきサロン推進事業のご案内



社会福祉法人稲城市社会福祉協議会 地域福祉係

稲城市百村7 稲城市福祉センター

☎ 042 - 378 - 3800 FAX 042 - 378 - 4999

E-mail : vc@inagishakyo.org

1 「ふれあい・いきいきサロン」とは

「ふれあい・いきいきサロン」とは、地域の中で誰もが気軽に集まることができる場をつくり、仲間づくりや交流によって、人と人を結ぶふれあいの場として、地域の皆さんが運営するサロンです。

一人暮らしになっちゃったから、一日だまって。これだと、しゃべれなくなっちゃうかもしれない。



一人で子育てしていると、いろいろと悩みが多くて。同じようなママとか育児の先輩とおしゃべりして、ほっとしたいなあ。



引っ越してきたばかりだから、稻城のことが全然わからなくて困ってるのよね。友達もいないし。



災害が起きたときに、ご近所さんと顔なじみになっておけば、ちょっと安心なんだけどなあ。

ボランティア活動をしたんだけど、家の近所でできることはないのかな。



会社を退職したから、これからは住んでる地域にデビューしたいんだけど、どうしたらいいのかな。



このような方たちのために
行るのが、「ふれあい・いきいき
サロン」活動です。

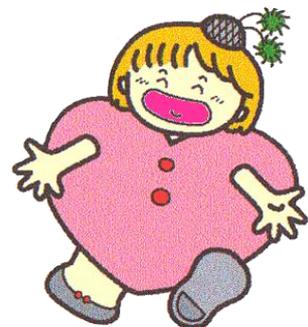


当協議会が支援する「ふれあい・いきいきサロン」の主な要件

- 地域の高齢者、障害者、子育て中の親等、地域住民に広く参加を呼びかける活動であること
- 稲城市内で定期的継続的（月1回以上）に、誰でも来ることができる地域の集会所、個人宅などの会場を確保して行う活動であること
- 営利活動、政治活動、宗教活動及び特定の趣味活動を目的としない活動であること
- 参加者から実費の範囲以上の費用を徴収しない活動であること
- 3人以上のスタッフから構成され、代表者が選出されている法人格のないグループであること
- 原則主催者及び参加者が稲城市民であり、他の当協議会に登録されたサロンとスタッフが半数以上重複しないこと

当協議会は、上記のような「ふれあい・いきいきサロン」に対して次の支援を行います。

- 「ふれあい・いきいきサロン」を立上げるときの相談支援
- 当協議会に登録されたサロンへの支援
 - ・サロンの運営に関する相談
 - ・活動情報の提供
 - ・広報活動
 - ・サロン同士の交流会等の実施
 - ・サロン参加者の傷害保険への加入
（週1回、1回30人を上限とします。）
 - ・運営に必要な活動費等の助成
（ただし、予算額に上限があります。）
 - ・登録サロンであることを示す旗の貸与
 - ・その他、必要と認められる支援



2 ふれあい・いきいきサロンの立上げについて

- ① 活動場所を決めましょう。
自宅で使わなくなった部屋、近くの空き家、地域の集会所、
公共施設の集会室（どなたでも来られる場所）
- ② サロンを運営する仲間を集めましょう。
ふれあい・いきいきサロンに興味のある方でしたら、どなた
でもはじめることができます。
- ③ 内容を決めましょう。
おしゃべり、ゲームや歌、手芸や工作、ミニコンサート、学
習会、食事会など（誰でも参加できるように一つに片寄らず
いろいろな活動を組み合わせましょう。）
- ④ 費用
お茶菓子代、材料費などの実費のみを集めましょう。
- ⑤ 活動回数
月1回など、スタッフの無理のないようにしましょう。

これらのことが決まったら



参加者の呼びかけ

そしていよいよ

ふれあい・いきいきサロン第1回目の開催

とりあえず試しではじめてみるのもよいでしょう。
わからないことなどは、当協議会がご相談に応じます。

3 サロン登録について

① 申請方法

「ふれあい・いきいきサロン登録申請書」に必要事項を記入し、スタッフ名簿（書式自由）を添付して提出してください。
このときに、参加者の傷害保険の加入や、活動費の助成についても併せて申請してください。

- ・申請受付期間 令和元年8月1日から令和2年3月末日まで

※ 書類に不備があった場合は受け付けできません。申請にあたっては、あらかじめ担当と時間を調整し、直接持参してください。

② 登録決定

事務局で受け付け順に審査を行います。登録が適当と認められた場合は、登録決定通知書を送付します。その場合、参加者の傷害保険の加入や活動費の助成の決定内容についても併せて通知します。

登録が適当でないと認められた場合は、登録不決定通知書を送付します。

③ 支援の開始

- ・当協議会登録サロンであることを示す旗を貸与しますので、開催日には出入口などに掲示してください。
- ・参加者の傷害保険の加入が認められた場合は、登録決定通知書に記載した人数及び期間で、参加者の傷害保険に加入します。
- ・活動費助成が認められた場合は、指定口座に振込みます。助成金は、4月から3月までの年度内の経費に対して充当できます。
- ・その他、当協議会が行う支援を受けることができます。

- ④ 歳末たすけあい運動への協力
ふれあい・いきいきサロン推進事業は、歳末たすけあい運動の一部を財源としていることから、募金活動への協力をお願いすることがあります。

- ⑤ 報告
サロン登録及び支援は年度ごとです。新年度になりましたら1か月以内に「ふれあい・いきいきサロン活動実績報告書」を提出してください。ただし、活動費の助成を受けていないサロンは、収支報告書を添付する必要はありません。

- 次の場合はサロン登録を抹消することがあります。
- ・ 3ページの「当協議会が支援するふれあい・いきいきサロンのおもな要件」に反したとき
 - ・ 法令または公序良俗に反したとき
 - ・ サロン代表者から辞退の申し出があったとき
 - ・ 報告書が提出されないとき
 - ・ その他、「ふれあい・いきいきサロン」として存続させることが適当でない認められる事由が生じたとき

※ 各種様式は、当協議会ホームページからダウンロードできます。

4 「ふれあい・いきいきサロン」参加者の傷害保険について

- 保険の対象者
ふれあい・いきいきサロンの参加者（スタッフ含む。）
ただし、週1回、1回につき30人を上限とします。1回の参加者が30人を超えるサロンは申し込むことができません。
- 対象となる活動
登録申請書に記載された開催場所、開催日時に行われる活動
- 補償内容
- ・ 死亡、後遺障害 250万円

- ・入院日額 2,000 円
- ・通院日額 1,000 円

※ 稲城市の「通いの場支援補助金」を受けており、かつ介護予防体操のみをおこなっている団体は、保険加入申請を行うことはできません。

5 活動費の助成について

○ 内容

- ・スタート活動費助成

要件 申請の前年度に開始又は申請年度に開始もしくは開始を予定する登録サロン

金額 2万円

※ 助成は1回が限度です。

- ・活動費助成

要件、金額 月に1回以上活動する団体 2万円

週に1回以上活動する団体 5万円

※ 助成は3年が限度です。

○ 助成決定及び助成金の交付について

サロン登録申請受付順に審査を行い助成を決定します。助成決定額が当協議会の予算額を超えた場合は、その団体を含む以降の団体は不交付とします。

○ 助成決定の取消し及び助成金の返還について

次のいずれかに該当するときは、既に交付決定をした助成金の全部または一部を取消し、返還していただくことがあります。

- ・助成金を受けることについて不正な行為があったとき
- ・助成金を他の用途に使用したとき
- ・当該助成事業の実施を中止したとき
- ・サロン登録が取消しとなったとき
- ・助成金実績額が助成金申請額を下回ったとき

※ 稲城市の「通いの場支援補助金」を受けている団体は、活動費の助成を受けることができません。

6 「ふれあい・いきいきサロン」説明会

- 日時 7月18日 午後1時30分から3時ごろまで
- 場所 稲城市福祉センター2階 介護予防教室
- 対象 稲城市内在住で、「ふれあい・いきいきサロン」に興味がある方
- 内容 「ふれあい・いきいきサロン」活動とは、「ふれあい・いきいきサロン活動推進事業」について、活動発表など

※ 説明会に参加を希望される場合は、下記までお申し込みください。

7 問い合わせ・申込み先

社会福祉法人稲城市社会福祉協議会 地域福祉係

〒206-0804 稲城市百村7番地 稲城市福祉センター

電話 042-378-3800 FAX 042-378-4999

Email vc@ingishakyo.org

ホームページ <http://inagishakyo.org>

